

## 私立幼稚園等教育支援体制整備事業費補助金交付要綱

### 第1 趣旨

知事は、幼児教育の質の向上等のため、教育支援体制の整備を行う学校法人、社会福祉法人（社会福祉法人にあつては、幼保連携型認定こども園の設置者である場合に限る。）及び私立幼稚園（幼稚園型認定こども園も含む。）の設置者（別表の事業区分に掲げる「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（保健衛生用品の購入等）」及び「幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費）」に限る。）が設置する認定こども園等に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）及びこの要綱の定めるところによる。

### 第2 定義

- 1 この要綱において、「認定こども園等」とは、私立の幼稚園、幼稚園型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）（以下「認定こども園法」という。）第2条第6項に規定する認定こども園のうち、同法第3条第2項第1号又は第4項第1号の基準を満たす認定こども園をいう。）及び学校法人又は社会福祉法人の設置する幼保連携型認定こども園（認定こども園法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。）をいう。
- 2 この要綱において、「認定こども園の認可等」とは、認定こども園法第3条及び第17条で定める認定こども園の認可若しくは認定又は子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）第27条に定める施設型給付費の支給に係る施設としての確認等をいう。

### 第3 補助の対象及び補助率（額）

別表のとおりとする。

### 第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部
  - ア 交付申請書（様式第1号）
  - イ 申請額内訳書（様式第2号）
  - ウ 事業計画書（様式第3号）
- (2) 提出期限  
別に定める日まで

### 第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の一に該当する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなけれ

ばならないこと。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の 20 パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。
- (4) 知事の承認を受けて(3)の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあること。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならないこと。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後 5 年間保管しなければならないこと。

## 第 6 変更の承認申請

提出書類 各 1 部

ア 変更承認申請書（様式第 4 号）

イ 変更事業計画書（様式第 3 号）

## 第 7 実績報告

- (1) 提出書類 各 1 部

ア 実績報告書（様式第 5 号）

イ 精算額内訳書（様式第 6 号）

ウ 事業実績書（様式第 3 号）

- (2) 提出期限

事業完了の日から起算して 30 日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日まで

## 第 8 請求の手続

- (1) 提出書類 1 部

請求書（様式第 7 号）

- (2) 提出期限

補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日まで

## 第9 消費税仕入控除税額等に係る取扱い

補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

### (1) 交付の申請における消費税仕入控除税額等の減額

当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

### (2) 実績報告における消費税仕入控除税額等の減額

実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（(1)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。

### (3) 消費税仕入控除税額等の確定に伴う補助金の返還

(2)に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額（(1)又は(2)により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第8号）により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を受けてこれを県に返還しなければならないこと。

#### 附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

この改正は、令和2年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

この改正は、令和3年3月2日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

#### 附 則

この改正は、令和3年度分の補助金から適用する。

#### 附 則

この改正は、令和4年3月22日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

#### 附 則

- 1 この改正は、令和5年3月3日から施行し、令和4年12月1日から適用する。
- 2 第9の規定については、令和4年度分の補助金から適用する。
- 3 この改正の施行前に旧要綱の規定により交付の決定のあった補助金については、なお従前の例による。

## 別表

補助の対象		補助対象者	補助率	補助対象 限度額
事業区分	経費			
幼児教育の質の向上のための 緊急環境整備(遊具等環境整備)	遊具、運動用具、教具、保健衛生 用品等の教育の質の向上に必要な設 備整備に要する経費	学校法人又は社会福祉法人（幼保 連携型認定こども園を設置する場合 に限る。）	幼保連携型認定こども園及び 幼稚園型認定こども園 2分の1以内	1施設当たり 2,000千円
			上記以外の幼稚園 3分の1以内	
幼児教育の質の向上のための 緊急環境整備(保健衛生用品等の購 入等及びかかり増し経費)	新型コロナウイルスの感染拡大を 防止する観点から、感染防止用の備 品等の購入等に要する経費、及び幼 稚園の消毒に必要となる経費、並び に幼稚園が新型コロナウイルス感染 症対策の取組を徹底することに伴う 業務量の増への対応に必要なかかり 増し経費	私立幼稚園(幼稚園型認定こども園 も含む)の設置者	10分の10	(認可定員19人以下の施設) 1施設当たり300千円 (認可定員20人以上59人以下の施設) 1施設当たり400千円 (認可定員60人以上の施設) 1施設当たり500千円
認定こども園等への円滑な移行のた めの準備支援	認定こども園の認可等に係る申請 書作成等の業務を行うために雇用し た事務職員等の雇上費及び当該業務 にかかる外部への委託費等	学校法人（認定こども園の認可等を 受けていない施設を有する法人に限 る。）	2分の1以内	1施設当たり 1,600千円
園務改善のためのICT化支援	園務改善に資するICT化に必要な 情報システムの導入経費、リース 料、保守費、端末設置や通信環境整 備にかかる工事費、通信費等 また、園務改善に資するICT化に 当たり最低限必要となるパソコン等 の備品、附属品や消耗品の購入費も 対象とする	学校法人（幼稚園又は幼稚園型認定 こども園を設置する法人に限る。）	4分の3以内	1施設当たり 1,000千円

注) 本補助金の対象経費は他の補助金等の対象経費と重複してはならない

様式第1号（用紙 日本産業規格A4縦型）

私立幼稚園等教育支援体制整備事業費補助金交付申請書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名称  
代表者

年度において私立幼稚園等教育支援体制整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

(補助金所要額) (補助金に係る消費税仕入控除税額等) (補助金額)  
円 ー 円 = 円

口座振替先 金融機関名  
支店名  
口座種別 普通・当座  
口座番号  
口座名義人 (カナ)

(注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

申請額内訳書

1 幼稚園名 ( )

2 申請額内訳

(単位:円)

事業区分	事業費 A	補助対象外 の経費 B	差引額 (A-B) C	補助対象 限度額 D	補助対象 事業費 CとDを比 較して低い 額 E	補助率 F	補助金 所要額 (千円未満 切捨て) G(E×F)	補助金に 係る消費 税仕入控 除税額等 H	補助金額 (G-H)
幼児教育の質の向上のため の緊急環境整備(遊具等 環境整備)									
幼児教育の質の向上のため の緊急環境整備(保健衛 生用品等の購入等及びか かり増し経費)									
認定こども園等への円滑な 移行のための準備支援									
園務改善のためのICT化 支援									

注) 1 この申請額内訳書は幼稚園ごとに作成すること。

事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

園名( )

1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備(遊具等環境整備)

番号	内容(品名)	数量	金額(円)	補助対象 事業費(円)	納入(予定) 年月日	支出(予定) 年月日
1						
2						
合計			0	0		

2-1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備(保健衛生用品や備品の購入等)

番号	内容(品名)	数量	金額(円)	補助対象 事業費(円)	納入(予定) 年月日	支出(予定) 年月日
1						
2						
3						
4						
合計			0	0		

2-2 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備(かかり増し経費)

経費区分	事業費(円)	補助対象 事業費(円)	内容
合計	0	0	

3 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

子ども・子育て支援新制度 移行後の施設類型	<input type="checkbox"/> 幼保連携型認定こども園 <input type="checkbox"/> 幼稚園型認定こども園 <input type="checkbox"/> 施設型給付を受ける幼稚園
--------------------------	--

雇用等の形態	<input type="checkbox"/> 本事業の対象となる業務に専任 <input type="checkbox"/> 他の業務と兼任 <input type="checkbox"/> 外部委託
--------	--

番号	雇用者氏名又は 委託業者名	雇用期間又は 委託期間	雇上費又は 委託費(円)	補助対象 事業費(円)
1				
2				
合計				

4 園務改善のためのICT化支援

経費区分	事業費(円)	補助対象 事業費(円)
システム購入費、改修費等 (備品購入費を除く。)		
備品購入費		
合計		

- 注) 1 この事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)は各幼稚園ごとに作成すること。  
 2 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。



私立幼稚園等教育支援体制整備事業計画変更承認申請書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた私立幼稚園等教育支援体制整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

実 績 報 告 書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた私立幼稚園  
等教育支援体制整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

精算額内訳書

1 幼稚園名 ( )

2 精算額内訳

(単位:円)

事業区分	事業費 A	補助対象外 の経費 B	差引額 (A-B) C	補助対象 限度額 D	補助対象 事業費 〔CとDを比較 して低い額〕 E	補助率 F	補助金 所要額 (千円未満 切捨て) G(E×F)	補助金に係る 消費税仕 入控除税額 等 H	差引額 (G-H) I	交 付 決定額 J	補助金額 〔IとJを比較 して低い額〕 K
幼児教育の質の向上のための緊急環境整備(遊具等環境整備)											
幼児教育の質の向上のための緊急環境整備(保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費)											
認定こども園等への円滑な移行のための準備支援											
園務改善のためのICT化支援											

注) 1 この精算額内訳書は幼稚園ごとに作成すること。

様式第7号（用紙 日本産業規格A4縦型）

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金の交付の確定を受けた私立  
幼稚園等教育支援体制整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

（注）以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

消費税仕入控除税額等報告書

第 号  
年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地  
名 称  
代表者 氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた私立幼稚園等  
教育支援体制整備事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告し  
ます。

- 1 補助金の確定額（ 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額）  
金 円
- 2 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等  
金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等  
金 円
- 4 補助金返還相当額（3の額から2の額を差し引いた額）  
金 円

注) 以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

## 私立幼稚園等教育支援体制整備事業費補助金取扱要領

### 第1 通則

私立幼稚園等教育支援体制整備事業費補助金の交付に関しては、私立幼稚園等教育支援体制整備事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に定めるほか、この取扱要領に定めるところによる。

### 第2 補助事業の留意事項

- 1 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（遊具等環境整備）（以下「遊具等環境整備」という。）
  - (1) 補助金交付決定前に、届出なく事業着手（契約・発注）したものは補助対象外となること。
  - (2) 代金は納品確認後に支払うこと。
  - (3) 対象経費にかかる設備整備については、大規模な工事を伴わないこと。
  - (4) 私立学校施設整備費補助金（私立幼稚園施設整備費）の屋外教育環境整備で対象としているアスレチック遊具、野外ステージ等の整備は対象とならないこと。
  - (5) 設備の整備に当たり要する地ならし等の工事経費、既存設備の撤去費用等は対象とならないこと。
- 2 幼児教育の質の向上のための緊急環境整備（保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費）（以下「保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費」という。）
  - (1) 保健衛生用品等の購入等については、納品書、領収書等がなく購入品目、購入金額等や、新型コロナウイルス感染防止用として購入したことが確認できない場合、補助対象外となること。
  - (2) かかり増し経費については、発生した経費（人件費（ただし、預かり保育を実施したことにかかる経費に限る。）、旅費、需用費、通信費、リース料、研修参加費等）について、領収書等がなく幼稚園が新型コロナウイルス感染症対策の取組を徹底することに伴う業務量の増への対応に必要なかかり増し経費であることが確認できない場合、補助対象外となること。
  - (3) 保健衛生用品等の購入等については、代金は納品確認後に支払うこと。
  - (4) 令和4年度補正予算分については、令和4年12月1日以降に事業着手（契約・発注・購入）したものもしくは発生した経費を補助対象とし、かつ要綱別表に示す補助対象経費のうち、新型コロナウイルスの感染者や濃厚接触者が発生した幼稚園が、感染症対策の徹底を図りながら保育を継続するために必要となる経費に限り、補助対象となること。
- 3 認定こども園等への円滑な移行のための準備支援（以下「移行準備支援」という。）
  - (1) 交付決定を受けた年度内に認定こども園の認可等を受けること。
  - (2) 本事業の対象となる業務と他の業務を併せて行う者を雇用する場合は、雇用契約書、業務日誌等により、本事業に係る経費の算出根拠、業務内容等を明らかにしておくこと。
  - (3) 本事業の対象となる業務と他の業務を併せて外部の業者等へ委託する場合は、契約書等により、本事業に係る経費の算出根拠、業務内容等を明らかにしておくこと。
  - (4) 補助の対象となる雇上費・委託費等の経費は、申請年度の4月1日以降に雇上又は委託した契約で、内示後にかかる経費に限ること。したがって、申請前年度から継続した契約や内示前にかかった雇上費、委託費等は本事業の対象外となること。
- 4 園務改善のためのICT化支援（以下「ICT化支援」という。）
  - (1) 園務改善のために導入する支援システムに搭載する機能は、単に業務の簡略化を図るだけのものではなく、幼稚園教諭や事務職員、保護者等にとって、必要な情報等が具体的に把握でき、管理・共有しやすい仕組みになっているなど、教育の質の向上にも配慮されているものでなければならないこと。
  - (2) ICT化に当たり必要となるパソコン・タブレット等の備品は、具体的な使用目的や必要性があり、教育の質の向上に資するものでなければならない。
  - (3) 補助金交付決定前に、届出なく事業着手（契約・発注）したものは補助対象外となること。ただし、令和4年度補正予算分については令和4年12月1日以降に事業着手（契

- 約・発注・購入)したものは補助対象となること。
- (4) 代金は納品(導入)確認後に支払うこと。
  - (5) 対象経費は申請年度にかかる経費のみのため、リース料、ランニングコスト等についても単年度の契約とし、見積書等には対象期間を明示すること。(複数年契約をせざるを得ない場合については、按分を行って当該申請年度に係る経費を算出するなど適切に対象経費を算出すること。)
  - (6) すでに導入しているシステムや端末等の保守費、リース料、通信費等については本事業の対象外となること。
  - (7) 通信環境の整備については、大規模な施設の改修工事を伴わないものとする。
  - (8) 令和4年度補正予算分についてはパソコン・タブレット等の部品のみ購入も対象とするが、具体的な使用目的を定めた上で申請すること。

### 第3 事業計画時の提出書類

次に掲げる書類を各1部提出するものとする。

#### 1 全事業共通

- (1) 事業計画書送付文(別紙様式1)
- (2) 申請額内訳書(要綱様式第2号)
- (3) 事業計画書(要綱様式第3号)

#### 2 遊具等環境整備

- (1) 見積書の写し
- (2) 購入品の内容が分かる資料(カタログ、パンフレット等)の写し

#### 3 保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費

- (1) 見積書の写し(ただし、保健衛生用品等の購入等に限る。)
- (2) 購入品の内容が分かる資料(カタログ、パンフレット等)の写し(ただし、保健衛生用品等の購入等に限る。)
- (3) 購入品目、購入金額が分かる資料(納品書、領収書等)の写し(ただし、保健衛生用品等の購入等に限る。)
- (4) 対象経費の内訳が分かる資料(給与台帳、研修案内等)の写し(ただし、かかり増し経費に限る。)

#### 4 移行準備支援

- (1) 対象経費の内訳が分かる資料(雇用契約書、給与規程等)の写し
- (2) 委託契約の場合は契約内容が分かる資料(見積書、委託契約書等)の写し

#### 5 ICT化支援

- (1) 経費の内訳が分かる見積書の写し
- (2) 導入する支援システムの仕様等が確認できる資料(仕様書、カタログ等)の写し

### 第4 交付申請書等の添付書類

要綱に規定する交付の申請等をするときは、要綱に定めるもののほか、次に掲げる書類を各1部添付するものとする。

#### 1 交付申請時(全事業共通)

- (1) 事業計画から変更がある場合は関係資料(見積書、契約書、カタログ等)の写し
- (2) 交付決定前に事業着手(契約・発注)する場合は事前着手届。ただし、保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費については、添付を要しない。

#### 2 変更承認申請時(全事業共通)

変更の内容が明確となる第3に規定する資料

#### 3 実績報告時

- (1) 遊具等環境整備
  - ア 納入状況、設置状況等確認できる写真
  - イ 納品書の写し
  - ウ 請求書及び領収書の写し
- (2) 保健衛生用品等の購入等及びかかり増し経費

- ア 納入状況、設置状況等確認できる写真（ただし、保健衛生用品等の購入等に限る。）
- イ 納品書の写し（ただし、保健衛生用品等の購入等に限る。）
- ウ 対象経費の実績が分かる資料（給与台帳、研修案内等）の写し（ただし、かかり増し経費に限る。）
- エ 請求書及び領収書の写し

(3) 移行準備支援

- ア 対象経費の実績が分かる資料（雇用契約書、給与台帳、業務日誌等）の写し
- イ 委託契約の場合は委託費の請求書及び領収書の写し
- ウ 認定こども園の認可等を証する書面の写し

(4) ICT化支援

- ア 納入状況、設置状況等確認できる写真（システムの起動画面が写ったものや購入した備品が分かる写真）
- イ 納品書の写し
- ウ 請求書及び領収書の写し

## 第5 留意事項

事業実施に当たっては、以下の事項に留意すること。

- 1 市町等が実施する類似の補助事業と重複して補助を受けられないこと。
- 2 契約及び経費は申請年度内（単年度）に限り対象となること。したがって、複数年度にわたる契約及び経費は補助対象外となること。（ただし、ICT化支援を除く）
- 3 契約に当たっては法人の経理規程等に沿うこと。
- 4 申請年度内に事業が完了（納品確認かつ支払い）すること。

### 附 則

この要領は、平成30年度分の補助金から適用する。

この改正は、令和2年度分の補助金から適用する。

この改正は、令和3年3月2日から施行し、令和3年1月1日から適用する。

この改正は、令和3年4月19日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

この改正の施行の前に旧要領の規定により交付の決定のあった補助金については、なお従前の例による。

この改正は、令和4年3月22日から施行し、令和3年12月1日から適用する。

この改正の施行の前に旧要領の規定により交付の決定のあった補助金については、なお従前の例による。

この改正は、令和5年3月3日から施行し、令和4年12月1日から適用する。

この改正の施行の前に旧要領の規定により交付の決定のあった補助金については、なお従前の例による。